

会員規約

第1章 総則

第1条 (目的)

一般社団法人東の食の会（以下、「本法人」とします。）は、東日本の食関連産業の復興と創造を長期的に促進することを目的とする会員組織であり、当該会員が本法人の前記目的を遂行するために、会員に対する必要な規約を定めたものです。

第2条 (本規約の範囲)

1. 本規約は、本法人に会員として入会した者が、本法人会員として行う一切の行為に適用されます。
2. 会員は、本規約に同意のうえ、本法人会員としての行為をするものといたします。

第2章 会員資格

第3条 (会員)

1. 本法人の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、本法人の会員制度への入会を申し込み、本法人の事務局（以下、「事務局」とします。）が承認した法人、個人または法人でない団体もしくは財団で代表者もしくは管理人の定めがあるもの（以下、単に「団体」とします。）を会員といたします。

2. 会員の種類は以下のとおりとなります。

特別会員：主に本法人との共同事業を目的とした会員

一般会員：主に本法人の提供するサービスを受けることを目的とした会員

第4条 (入会申込)

本法人に入会を希望する者は、本法人の事務局に対し、書面による入会申込書の提出による入会の意思表示により入会申込を行います。

第5条 (入会審査)

1. 前条の入会申込があった場合には、事務局は本法人が別途定める規定によって入会の承認または不承認を決定します。その際、本法人の理事の意見が考慮されます。
2. 本法人は、申込者に対し、入会審査に必要な限りにおいて、質問その他必要な資料の提出を求めることがあります。

3. 事務局は、入会申込者に対し、入会の承認または不承認の結果を通知します。

第6条（会費等）

1. 前条の規定により入会が承認された者は、承認後1ヶ月以内に、次に掲げる会費を前納にて支払わなければなりません。

会員区分	入会金	年会費	支払金額
特別会員	100万円以上	5年間契約一括50万円（5年間有効）	150万円以上
		5年間契約年払10万円（1年間有効）	110万円以上
一般会員	なし	5年間契約一括50万円（5年間有効）	50万円
		5年間契約年払10万円（1年間有効）	10万円

2. 次条第1項の規定による本規約に基づく会員としての資格を有する期間（以下、「会員資格有効期間」という。）が、同条第2項の規定により更新された場合には、会員資格有効期間の終了月の翌月末までに前項に掲げる会費を支払わなければなりません。

3. 本法人が会員から受領した会費は、その理由の如何を問わず、返金いたしません。

4. 本法人が提供する会員サービスを利用する際に発生する通信料金、サービスの利用に必要な通信機器、ソフトウェア等一切の費用は会員の負担となります。

第7条（有効期間）

1. 会員資格有効期間は、5年間契約一括払いの場合は申込月から5年間とします。5年間契約年払の場合は申込月から1年間とし、1年後の申込月の前月末までに年会費を支払うことにより1年間更新できるものとします。

2. 会員資格有効期間に、本法人または会員のいずれからとも同期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、更に会員資格有効期間を、それぞれの有効期間の違いに応じ、5年間又は1年間更新するものとし、以後も同様とします。

第8条（会員資格の喪失）

本法人は、会員が次の各号の一に該当する場合、当然に会員資格を喪失します。

- 1) 次条の規定により退会した場合。
- 2) 法人会員にあっては、会員である法人が解散した場合または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合。
- 3) 個人会員にあっては、本人が成年後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判があった場合または死亡もしくは失跡宣告を受けた場合。
- 4) 団体会員にあっては、会員である団体が消滅した場合。

- 5) 会費の支払いが支払期間満了日から起算して2ヵ月以上遅滞した場合。
- 6) 第10条の規定により除名された場合。
- 7) 本法人が解散した場合。

第9条（退会）

1. 会員は、本法人の事務局に対し、本法人が定める退会申請書による退会の申出をすることにより、退会することができます。
2. 未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も本法人に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

第10条（除名）

1. 本法人は、会員が次の各号の一に該当すると認めた場合、会員を除名することができるものとします。
 - 1) 本法人の名誉を棄損し、または本法人の目的に反する行為があったと、本法人が認めた場合。
 - 2) 会員としての品格を損なう行為があったと、本法人が認めた場合。
 - 3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合。
 - 4) 本規約に違反した場合
 - 5) その他、本法人が会員として適当でないと判断した場合。
2. 前項の会員資格の取り消しについての決定は、理事会の決議により行います。

第11条（変更の届出）

1. 会員は、その氏名もしくは名称、住所または連絡先等について、本法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとします。
2. 本法人は、会員が前項に規定する変更手続を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとします。

第3章 会員の権利と義務

第12条（会員の権利）

会員は、下記に掲げる事項をすることができます。

- 1) 会員本人が運営するウェブサイトなどに、本法人の会員である旨を表示することができます。
- 2) 本法人が発行する会員番号、パスワードにより、本法人のウェブサイトの会員限定ページにアクセスし、コンテンツを閲覧することができます。
- 3) 本法人のロゴマークを、本法人が別途定めるロゴ使用ガイドラインに則り、使用するこ

とができます。

- 4) 本法人が管理するメーリングリストに参加することができます。
- 5) 本法人が主催するセミナー、講演会その他の活動などに参加することができます。
- 6) 会報誌（不定期）を紙媒体もしくは電子媒体にて受け取ることができます。
- 7) 特別会員については、本法人により別途、本法人のウェブサイト、団体名及びロゴマークが掲載されます。
- 8) 会員は、本法人が有する著作物を、本法人の事前の承諾を得て、会員の製作物（広告、マーケティング資料もしくはウェブサイト等）にて告知することができます。ただし、会員は、当該著作物につき、告知のみを目的とした無償の利用許諾を受けるに留まり、それ以外の如何なる権利も有するものではありません。

第 13 条（会員の義務）

- 1) 会員は、本法人の情報提供及び活動を機会に発生または促進された商取引において、取引が双方にとって持続可能となるよう取引金額及び数量を決定し、相手先の営利が著しく損なわれることを避ける努力義務を負うものとします。
- 2) 会員は、本法人の情報提供及び活動を機会に発生または促進された商取引において、内容、価格、数量等の取引内容を、取引発生時から 1 ヶ月以内に、本法人に適切な書面にて報告するものとします。

第 14 条（禁止事項）

本法人は、以下の行為又はこれらを助長する行為を禁止します。

- 1) 本規約に違反する行為
- 2) 法令、公序良俗に反する行為
- 3) 他者又は本法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権、信用等を侵害する行為
- 4) 他会員への嫌がらせ行為
- 5) 本法人のサービスを通じて他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為。
また、入手した情報について複製、公開・配布・出版・販売等を行う行為
- 6) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡し、貸与または担保等に供する行為。

第 15 条（個人情報の管理）

1. 会員は、本法人の業務において取り扱う個人情報の保護について、下記に掲げる事項を遵守しなければなりません。
 - 1) 適切かつ適法な手段による個人情報を収集または利用。
 - 2) 個人情報への不正アクセスまたは紛失、破壊または漏洩などの予防および是正のために継続的に必要な安全対策の措置。

3) 個人情報に関する法令及びその他規範の遵守。

2.会員は、本法人において開示する情報につき単独で責任を負います。

第4章 本会員規約の追加・変更

第16条（規約の追加・変更）

本法人は理事会の承認を得て、本規約の内容を任意に変更、追加または削除することがあります。変更後の利用規約は、本法人が別途会員に告知する場合を除き、本法人のウェブサイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。

第5章 免責および損害賠償

第17条（免責および損害賠償）

1. 戦争、テロ、暴動、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電、コンピュータのトラブル、通信回線のトラブル、システムの保守点検、更新等によりやむを得ず、会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合に、本法人は一切責任を負わないものとします。

2. 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、本法人は一切責任を負わないものとします。

3. 会員と第三者との間で紛争が発生した場合は、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとします。

4. 本規約に違反した会員に対し、本法人は、告知なしに本サービスの利用停止、除名等の措置をとることがありますが、それによって生じた如何なる損害に対しても一切責任を負わないものとします。

5. 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、本法人に重過失がある場合を除き、本法人は一切責任を負わないものとします。

6. 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により他会員が被った全ての損害及び不利益については、本法人は一切責任を負わないものとします。

7. 本法人は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとします。

8. 会員が、本法人の活動に関連して取得した資料または情報等を、自らの責任において保有または利用等することができ、これに関連して第三者または他の会員が損害を被った場合であっても、本法人は一切責任を負わないものとします。

9. 万が一、本法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本法人は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、法人が負う責任は会員が支払う会

費上限とします。

10. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

第 18 条（会員情報の取り扱い）

1. 会員（本条においては、入会申込者を含む。）は、本法人が知り得た会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を、次の各号に定める利用目的の範囲内で本法人が使用又は利用することに同意するものとします。

- 1) 第 5 条に定める入会審査のため。
- 2) 本法人の運営上必要な事項を会員に知らせるため。
- 3) 本法人は、本法人の運営や会員サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、本法人は業務遂行上必要な範囲内で当該委託先に会員情報を取り扱わせることがあります。
- 4) 本法人の宣伝、プロモーション等の広報営業活動、本法人の会員サービスの円滑な提供、システムの構築、改良等をするため。

2. 本法人は、次の各号に定める会員情報を第三者に提供することがあります。

- 1) 会員の氏名または名称。
- 2) 会員の代表者または担当者の氏名。
- 3) 会員の業種その他事業内容に関する情報。
- 4) 会員本人が運営するウェブサイトの URL 情報。

3. 前項の規定は、本法人のウェブサイトにおける第三者への提供を含むものとし、この場合には、会員はウェブサイトへの自己の会員情報の掲載を拒否することができ、かかる場合、本法人は当該情報を掲載しません。

4. 前項の規定による本法人のウェブサイトにおける第三者への提供以外の提供について、会員が自己の会員情報の提供を望まないときは、本法人の運営上必要上やむを得ない場合または関係法令もしくは本規約の他の条項により許容される場合を除き、本法人は第三者に対し前記情報を提供しません。

第 6 章 秘密保持及び暴力団排除条例に関する事項

第 19 条（秘密保持）

会員及び本法人は、本規約に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を、相手方の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならないものとします。ただし、以下のものはこの限りではありません。

- (1) 相手方から知得する以前にすでに所有していたもの
- (2) 相手方から知得する以前にすでに公知のもの

- (3) 相手方から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの
- 2 前項の規定は、本契約終了後も存続するものとします。

第 20 条 (暴力団排除)

会員及び本法人は、現在、反社会的勢力等に該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを相手方に対して確約するものとします。

付 則

本会員規約は、平成 23 年 6 月 10 日より実施します。

平成 23 年 9 月 8 日改訂

一般社団法人東の食の会
以上